

令和 8 年度

渋谷区任期付職員（都市データ活用推進担当課長）募集案内

令和 8 年 5 月 2 6 日
渋谷 区

渋谷区は、AI の進展や世界各都市のシティマネジメントの潮流を踏まえ、データとデジタル技術を都市機能の基盤として実装し、渋谷の持続的な進化を支えるインフラ整備とプラットフォーム構築に取り組んでいます。

その中心的な役割を担う産業観光文化部で、「都市データ活用推進担当課長」というポストの募集を行います。

※任期付職員とは、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）」第 3 条第 2 項の規定に基づき、専門的な知識経験が必要とされる業務に、あらかじめ任期を定めて採用する正規の職員です。

なお、勤務条件については、原則として任期の定めのない常勤職員と同様ですが、一部例外があります。

1 採用職種及び採用予定数・勤務場所等

職種	職務の級	主な職務内容	採用 予定数	主な勤務場所
事務	課長級	①都市データ活用基盤の進化に関する業務 ②場の活用インフラの整備と都市マネジメントに関する業務 ③都市運営基盤における官民連携スキームに関する業務 ④官民連携・共創の推進に関する業務	1 名	渋谷区役所本庁舎 ※職場内禁煙

2 受験資格

- ① 日本国籍を有していること
- ② 民間企業における業務従事歴が 14 年以上あり、かつ管理職としての経験又はそれと同程度の経験を有する者
- ③ 現に渋谷区の常勤職員でない者（任期付職員、臨時的任用職員、教育公務員を除く）
- ④ 地方公務員法で選考を受けることができないとされている者（3 頁参照）に該当しないこと

3 採用予定年月日

令和 8 年 9 月 1 日以降

4 任期

令和 8 年 9 月 1 日以降の採用日から 3 年間

※採用日から 5 年を限度に更新する場合があります。

5 選考日程・内容

(1) 第一次選考

選考方法	書類選考
合格発表	合否にかかわらず、順次受験者全員に通知します。 書類選考通過者については、併せて第二次選考実施日を通知します。

(2) 第二次選考

選考方法	面接選考（対面形式）
実施日	令和8年6月中旬～下旬
合格発表	合否にかかわらず、順次受験者全員に通知します。

(3) 採用候補者発表

令和8年6月下旬（予定）

※第一次及び第二次選考の結果を総合的に判断し、採用候補者を決定します。

※合否にかかわらず、第二次選考受験者全員に通知します。

※特別区人事委員会の承認をもって最終合格となります。

6 勤務条件等

(1) 給与

【例】		給与月額	年収 (期末・勤勉手当含む)
課長級	40歳の場合	約423,600円	約1,066万円
	45歳の場合	約448,300円	約1,120万円
	50歳の場合	約459,800円	約1,145万円

※上記金額はあくまで参考です。初任給は、職務経験等を踏まえ決定します。

※このほか通勤手当、扶養手当、住居手当等が支給されます。

※入区直後の12月支給分の期末・勤勉手当は満額支給ではありません。

※給与改定があった場合は、その定めるところによります。

※昇給は、原則として年1回行われます。

(2) 勤務時間等

勤務時間

8時30分から17時15分までの1日7時間45分（時差勤務・フレックスタイム等の制度あり）

勤務日

原則として月曜日～金曜日

勤務地

渋谷区役所本庁舎（テレワーク可）

年次有給休暇等

- ・原則として1年度につき20日
- ・その他に慶弔休暇、夏季休暇等があり、それぞれについて日数が定められています。

その他

- ・東京都職員共済組合等の制度により、健康保険をはじめ各種の福利厚生制度を利用できます。

7 申込

(1) 申込み方法

渋谷区ウェブサイトから申込み

https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/saiyo/rinjitekininyo/ninkitsuki_toshidat_akatsuyosuishin.html

(2) 受付期間

令和8年5月26日（火）から令和8年6月15日（月）まで

【参考】 地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は選考を受けることができません。